# 大牟田市立学校体育施設開放の手引き

(体育館・運動場・柔道場・剣道場)



スポーツを通じて健康づくり

## 大牟田市 市民協働部 スポーツ推進室

所在地 大牟田市黄金町1丁目34 (大牟田市生涯学習支援センター内) 電 話 0944-53-1503 FAX 0944-41-2210

## 大牟田市立学校体育施設の開放について

#### 1. 目的

市立小学校及び中学校の体育施設(体育館・運動場·柔道場·剣道場)を学校教育に支障が ない範囲で、市民の利用に供し、スポーツの普及や社会教育その他公共福祉の振興を図る。

#### 2. 対象施設

学校体育施設 体育館・運動場・柔道場・剣道場は、学校体育施設使用許可申請書兼使

用許可書で申込みを行ってください。

その他の施設教室、特別活動室等は、今までどおりの対応とします。

#### 3. 開放時間

使用できる時間等については、原則次のとおりとします。

施設区分等		小学校	中学校	
体育館	平日	17:00~21:30	19:00~21:30	
柔道場	土曜日	13:00~21:30	19:00~21:30	
剣道場	日曜•祝日	9:00~17:00	9:00~17:00	
	平日	17:00~19:00	_	
運動場	土曜日	13:00~19:00	13:00~19:00	
	日曜•祝日	9:00~17:00	9:00~17:00	

- ※小学生の活動は、原則、平日・土曜日19:00までとすること。
- ※甘木中学校照明施設については、別途定められた時間とすること。
- ※必ず最終時間までに、片付け・掃除を行ない校門外に退校すること。

#### 4. 使用対象者

使用対象者は、次に掲げる団体とします。

- (1) 大牟田市内に居住、通勤又は通学するものを代表者とする団体
- (2) その他教育委員会が適当と認めたもの

なお、学校体育施設を社会教育その他公共の目的以外の使用並びに政治、宗教、暴力的及び営利を目的とした活動には使用できません。

#### 5. 使用団体の登録

- (1) 使用する団体は、学校体育施設使用団体登録申込書にて学校へ登録してください。
- (2) 上記の登録事項に変更あるときは、速やかに学校体育施設使用団体登録変更届出書により学校へ届け出てください。

#### 6. 使用許可申請

(1) 使用する団体は、学校へ**学校体育施設使用許可申請書兼使用許可書**を7日前までに申請し、使用許可を受けてください。

- (2) 申請者は使用の取消し又は使用日時・使用目的の変更をしようとするときは、学校 体育施設使用取消(変更)許可申請書兼使用取消(変更)許可書により申請してく ださい。
- (3) 使用を中止する場合は、7日前までに**学校体育施設使用取消(変更)許可申請書兼** 使用取消(変更)許可書にて学校に申請してください。
- ※ 許可後、学校教育上支障が生じた場合や緊急にやむをえない事態が生じた場合は、 使用許可を取消すことがあります。

#### 7. 使用料

使用時間に応じ、使用料の支払いが必要になります。

使用料金は1時間単位になり、1時間未満の場合は1時間になります。

体育館	玉川,中友,高取, 羽山台,上内,特支	全面使用	260
	みなと,天領,駛馬, 天の原,大牟田中央、	半面使用	260
	大正,明治,白川, 平原,三池,銀水, 吉野,倉永,手鎌	全面使用	520
運動場			105

中子校			( <u> </u>
体育館	松原,橘	全面 使用	260
		半面 使用	260
	宅峰,宮原, 白光,歴木,	全面使用	520
柔·剣 道場	田隈,甘木	1室	260
運動場			105

※使用時間は準備から後片付けを含みます

#### 8. 納入方法

<u>納入通知書を郵送します。その納付書にて納入期限までに市内の金融機関(郵便局を除く)</u> において納入してください。

<u>年間定期使用団体の使用料は、第1四半期(4~6月利用分)、第2四半期(7~9月利用分)、第3四半期(10~12月利用分)、第4四半期(1~3月利用分)の4回払いになります。</u>

#### 9. 使用料の減免

次の使用目的の団体は、使用料を全額減免します。減免対象者は、学校体育施設使用料減免由請書を学校に由

- 減免対象者は、**学校体育施設使用料減免申請書**を学校に申請してください。 〔全額減免〕
  - ① 青少年の健全育成及び体力向上を目的に使用する場合 なお、使用者が指導者以外18歳未満のものに限る
    - (例 スポーツ少年団加盟の団体)

(対象外 民間の大人も混ざった空手・剣道道場等)

- ② 大牟田市中学校体育連盟、大牟田市スポーツ推進委員協議会又は大牟田市体育協会が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ③ 町内公民館、自治会、子ども会、老人会又はそれに類する住民の組織(マンションの管理組合等)が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ④ PTA及びその各委員会が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ⑤ 校区青少年健全育成協議会、校区社会福祉協議会等、その校区の教育及び保健福祉 の向上等を目的とした活動を行う地域団体等が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ⑥ ①から⑤までに規定する団体等の連合組織が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ⑦ ①から⑤までに規定する団体等を中心として組織される地域行事等の実行委員会が 活動目的に沿った内容で使用する場合
- ⑧ 幼稚園、保育園、又は学童保育所が活動目的に沿った内容で使用する場合
- ⑨ 障害者等団体が福祉目的に使用する場合
- ⑩ 市又は教育委員会(指定管理者を含む)が共催する行事又は行政上の必要により使用する場合
- (1) その他市が特に必要があると認める場合

#### 〔半額減免〕

- ① 市又は教育委員会が後援する行事に使用する場合
- ② 大牟田市体育協会加盟団体が主催し、又は主管する行事に使用する場合
- ③ その他市が特に必要と認める場合

#### 10. 使用料の返還

年間定期使用を前納した団体で、次の理由で使用しなかった場合の使用料を返還します。 年度末にまとめて**学校体育施設使用料返還申請書**にて学校へ申請ください。

- (1) 学校行事等の理由で使用できなかったとき
- (2) 災害・台風等申請者等の責めによらない理由により使用できなかったとき
- (3) 学校に事前 (7日前まで) に**学校体育施設使用取消 (変更) 許可申請書兼使用取消** (変更) 許可書にて使用しなかったとき
- (4) その他市が特別な事由と認めた理由で使用できなかったとき

### 11. 使用の方法

- (1) 平日の使用
  - ① 使用許可を受けた日時に、警備員室で使用日誌と鍵を預かり使用する。
  - ② 使用後、片付け・清掃後、日誌を記入し警備員室に返却する。
- (2) 土・日・祝日の使用
  - ① 使用許可を受けた日の前の平日に、学校より使用する施設の鍵を借用する。
  - ② 使用許可を受けた日時に借用の鍵で、施設を使用する。
  - ③ 所定のポストの日誌に記入・返却する。
  - ④ 使用後、戸締りを確実に行ない退校する。

- ⑤ 使用した施設の鍵を次の平日に学校に返却する。
- (3) 施設の鍵の取扱
  - ① 学校は、毎週定期的に使用する場合、使用規定に反しない団体には長期において鍵を貸出すことができる。(使用者は、借用書を提出する。)
  - ② 使用者は、鍵を紛失した場合、速やかに学校長へ連絡をする。 学校は、速やかに鍵を交換する。 使用者は、鍵の交換などにかかった費用の実費を学校へ弁償する。

#### (4) 施設の使用管理

- ① 使用者は、使用後片付け、清掃、道具の整理等を行い、施設を大切に使用する。
- ② 使用者は施設、設備を損傷等したときは、原則として弁償の責任を負うものとする。
- ③ 使用中の事故等の責任は使用者が負うものとする。

#### 12. 学校体育施設使用上のマナー

別紙の使用上のマナーを厳守すること

#### 13. 学校体育施設開放委員会の役割

学校体育施設の円滑な運営を図るため、学校ごとに学校、使用者、スポーツ推進委員、 地域団体等の代表による学校体育施設開放委員会を設置し、次の役割を行う。

- (1) 学校施設の円滑な開放のあり方について協議を行なう。
- (2) 登録団体の審査、申請日時の調整を行なう。
- (3) 使用団体への指導(使用上のマナーの徹底)を行なう。
- (4) 開放施設の管理の方法(体育館のワックス掛け、清掃など)を協議し、団体に指導・助言を行なう。
- (5) その他、学校開放、使用団体の連携並びに地域のスポーツ振興の企画運営を行なう。

#### 14. 使用許可の取消し

次のいずれかに該当する場合、施設の使用許可等の取消しや定期的な利用ができなくなる場合があります。

- (1) 許可条件又は学校体育施設開放委員会及び学校の指示に従わないとき
- (2) 使用料を納期限までに納入しないとき
- (3) 許可を受けた使用時間以外(準備及び後方付けに要する時間含む。)に使用したとき
- (4) 使用申請の手続きをとらないまま、学校施設を使用したとき
- (5) 使用方法が、学校体育施設の管理又は開放に支障をきたすと認めるとき
- (6) 他の使用者に損害又は迷惑を及ぼすと認められるとき
- (7)施設内での大声や駐車場の会話など地域住民に迷惑を及ぼすとき
- (8) 雨天後のぬかるみがひどい運動場を使用し、次の学校使用に支障をきたしたとき
- (9) 秩序を乱し、公益を害する恐れのあるとき
- (10) 借り受けた鍵を複製したとき

#### 15. 学校体育施設開放の流れ 市内金融機関 ④料金払込 学校体育施設開放 (郵便局除く) についての問合せ 利 用 団体 利用上のマナーの徹底 1 ⑨返還 ⑤利用 ③許可·納入通知 ⑥使用料返還申 ⑧返還決定通 施設使用申請 (利用方法説明) 用 (※減免申請 F.団体登録 知 請 ②定期利用団体 の日程調整 ⑦返還申請確認 校 学

施設の運営

#### 16. 手続様式

必要に応じ、学校より受理し、手続を行ってください。

区分	手続に必要な様式名	添付書類
学校を使用したいとき	学校体育施設使用団体登録申込書	なし
(毎年度当初)	子校体月旭改使用创体豆球中必含 	
使用団体登録事項の変更	学校体育施設使用団体登録変更届	
を行うとき	出書(変更から10日以内)	
登録した学校を使用する	学校体育施設使用許可申請書兼使	
とき	用許可書	
	(使用の7日前まで)	
使用料金の免除・減免を	学校体育施設使用料減免申請書	団体の規約、活動内容・
受けたいとき		目的等を確認できる資料
使用の取消または変更を	学校体育施設使用取消(変更)許可	
したいとき	申請書兼使用取消(変更)許可書	
定期使用を中止したいと	学校体育施設使用取消(変更)許可	
き(部分取消し)	申請書兼使用取消(変更)許可書	
	(使用中止の7日前まで)	
未使用の使用料の返還を	学校体育施設使用料返還申請書	返還を求める未使用日(学校確認)
求めるとき	(年度末)	還付請求書

<sup>※</sup> 申請様式等は、学校のほか、市のホームページ(施設情報、学校開放)でダウンロードできます。

## 学校体育施設 使用上のマナー

大牟田市•大牟田市教育委員会

学校施設開放は、子どもたちにとって大切な教育の場としての学校を 使用するものです。マナーを守り、気持ちよく使用してください。

以下のマナーをお守りいただけない場合は、以後の使用をお断りする場合があります。

### 施設使用について

- ・校舎内は、機械警備になっています。使用許可を受けた区域以外立ち入らないこと。
- ・施設を大切に使用しましょう。
- ・使用した道具は、きちんと整理して戻しましょう。
- ・使用した施設は片付け、清掃や整備を必ず行ないましょう。
- ・学校内は禁煙です。
- ゴミ・空き缶類は必ず持ち帰りましょう。
- ・トイレは清潔を保つよう使用しましょう。
- ・体育館内では、専用シューズ・専用スリッパを使用すること。土足厳禁です。
- ・体育館の舞台上の品は触らないこと。
- ・体育館内での飲食は禁止します。水分補給は屋外で行なうこと。
- ・<u>大声を出したり、騒音など近隣の住民に迷惑をかけないようにしま</u> しょう。
- ・<u>照明の消灯、使用した施設の戸締りについては、最終者(責任者)</u>が必ず確認を行なうこと。
- ・使用日誌を必ず記入し、所定の場所に返却しましょう。

## 使用時間について

- ・使用は、許可を受けた日時になります。使用日時を守り、許可を受けた日時以外での使用はしないでください。
  - ※<u>退出時間は21時30分まで</u>となっています。それまでに後片付ける場合ではできます。 けや掃除を行い、学校敷地から出るようにしてください。
- ※使用中の事故等は使用者の責任になります。
- ※施設・道具等の破損等は原則として弁償していただくことになります。

土・日・祝日の問い合わせ先 大牟田市役所(代表41-2222)